

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みについて

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

詳細は、以下厚生労働省ホームページをご覧ください。

[令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み](#)

[後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)